食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物	［略］
［略］	

3　食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。

［一～八　略］

九　食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

［十～十三　略］

4　前項第六号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［表略］

5　第一項から前項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
［略］	

（義務表示）

第三十七条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

［一～七　略］

八　食品衛生法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

［九～十二　略］

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
［略］		

食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物	［同上］
［同上］	

3　食品関連事業者が容器包装に入れられた業務用添加物を販売する際には、次の各号に掲げる事項が前二項に定める方法に従い表示されなければならない。

［一～八　同上］

九　食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

［十～十三　同上］

4　前項第五号の表示をする際には、第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）の項の下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］

5　第一項から前項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する添加物にあってはこれを省略することができる。

保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
［同上］	

（義務表示）

第三十七条　食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

［一～七　同上］

八　食品衛生法第十一条第一項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

［九～十二　同上］

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
［同上］		